

船体防汚システム規則制定に関する事項

改正規則等

登録規則及び登録規則細則
国際条約による証書に関する規則
鋼船規則 A 編
高速船規則
強化プラスチック船規則
(日本籍船舶用)

改正事項

船体防汚システム規則制定に関する事項

改正理由

2001 年 10 月に採択された「船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」が 2008 年 9 月 17 日に発効することとなり、本条約に対応するものとして新規に設備規則「船体防汚システム規則」を制定した。

同規則は、上記条約中の船舶に対する要件及び決議 MEPC.102(48)として採択された同条約に基づく検査及び証書発給に関する指針に基づくものであるが、本要件への適合を表す設備符号に関する事項及び上記条約に関する証書の発給に関する事項について、関連規則等を整備する必要性が生じていた。また、日本籍船舶については、船舶安全法施行規則の規定により船級規則の一部として検査することが要請されているため、これに関連する規定を整備する必要も生じていた。

このため、新規に制定する船体防汚システム規則に関連する事項について、関連規則等を改めた。

改正内容

- (1) 登録規則又は同細則に、船体防汚システム規則に適合する場合に設備符号「AFS」又は「AFS・C」を付与することを規定した。
- (2) 国際条約による証書に関する規則に、船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約に関する規定を加えた。
- (3) 日本籍船舶用鋼船規則 A 編等に、船級要件の一部として船体防汚システム規則を適用する旨の記述を加えた。